

## 新型インフルエンザ対策関係補正予算案(平成17年度)

### ○抗インフルエンザウイルス薬備蓄

(162億円)

抗インフルエンザウイルス薬(※)を十分に確保し、充実した医療の提供を図るための経費

※リン酸オセルタミビル(商品名:タミフル) 750万人分

(うち7.2万人分については当初予算で備蓄済み)

### ○新型インフルエンザワクチン供給体制確保事業等補助

(77億円)

医療従事者・社会機能維持に必要な者に緊急に使用できるよう、プロトタイプワクチン(※)原液の製造のために必要な体制を確保するための経費補助

※「新型インフルエンザ対策行動計画」(平成17年12月)では、ヒト-ヒト感染は確認されていない段階において、トリ-ヒト感染を起こすウイルスを用いたワクチン(プロトタイプワクチン)の原液の製造、貯留を開始することとしている。さらに、ヒト-ヒト感染が早期に発生した場合には、確保した鶏卵をパンデミックワクチンの生産に転用する。

### ○新型インフルエンザ診断キット開発研究事業

(1億円)

新型インフルエンザの発生国において、病原の検索等を行い、新型インフルエンザ診断キットの開発研究を実施するための経費

## 平成18年度新型インフルエンザ対策関係予算案の概要

総額 9, 201百万円

1 万全の対応に向けた体制づくり 2, 648百万円

### 【主な対策】

- 危機管理のための人材育成
- 新興・再興感染症研究における新型インフルエンザ対策の推進
- 新型インフルエンザ対策の啓発普及

2 的確な予防と封じ込め 4, 370百万円

### 【主な対策】

- 感染症の発生動向調査
- ウイルスの生態解明・ゲノム解析・データベース化
- 検疫体制の強化
- ワクチン株製造施設の新設
- ワクチン製造用ウイルス株の候補株の調製

3 充実した医療の提供 1, 595百万円

### 【主な対策】

- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

4 国際協力の推進 588百万円

### 【主な対策】

- 開発途上国における対策支援

# 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

## 主要な改正事項

- 生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するための病原体等の管理体制の確立
- 最新の医学的知見に基づく感染症の分類の見直し
- 結核を感染症法に位置付けて総合的な対策を実施

- 基本理念 (国際的動向を踏まえた施策、人権尊重)
- 責務規定 (医師等の責務規定の充実、病原体等の検査を行っている機関の責務)
- 基本指針 (病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項)

○病原体等の規制

- ・病原性、国民の生命及び健康に対する影響に応じて一種病原体等から四種病原体等までに四分類
- ・所持、輸入等の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制

○感染症に関する情報収集・公表

- ・医師・獣医師の届出
- ・積極的疫学調査
- ・慢性感染症に関する情報の収集
- ・発生状況等の情報の公表

○健康診断、就業制限、入院及び医療

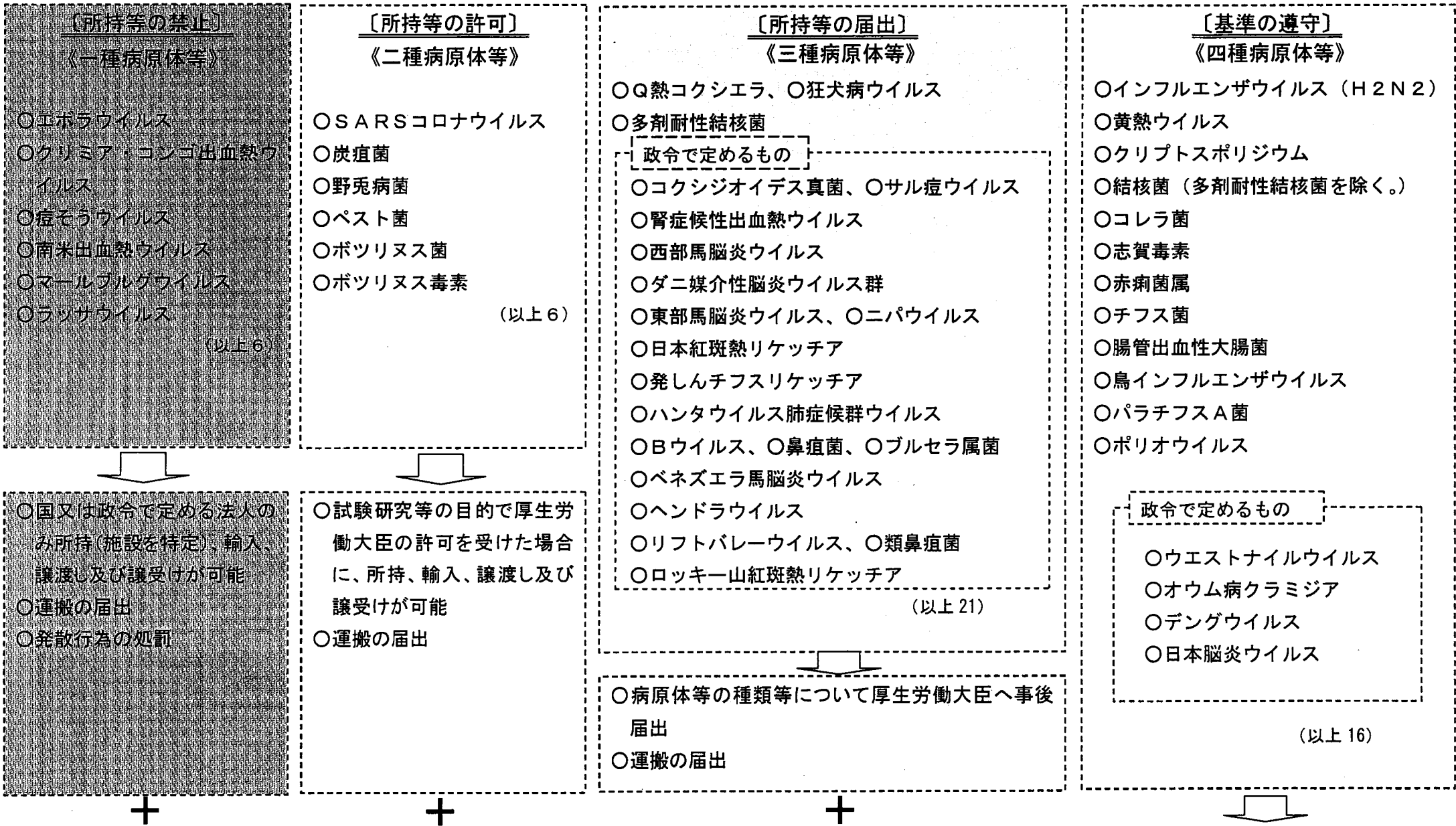
- ・健康診断、就業制限
- ・入院勧告・入院措置(必要最小限度の原則、手続の整備)
- ・入院患者(結核を含む)の医療
- ・結核患者の通院医療

○その他

- ・消毒、交通制限・遮断等
- ・指定動物の輸入禁止、輸入検疫
- ・結核感染動物の対処
- ・コレラ及び黄熱を検疫対象から除外
- ・結核の定期の予防接種を予防接種法に位置付け

(施行期日 公布の日から6月以内で政令で定める日(結核に関する規定等一部の規定は、平成19年4月1日)) ※下線部は、改正事項

# 病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要



- 病原体等に応じた施設基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準(厚生労働省令)の遵守
- 厚生労働大臣等による報告徴収、立入検査
- 厚生労働大臣による改善命令
- 改善命令違反等に対する罰則

## 感染症法上の感染症類型について

現行の分類		改正案における分類	
一類感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう ペスト マールブルグ ラッサ熱 重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルスに限る)	一類感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう ペスト マールブルグ ラッサ熱  <u>南米出血熱(新たに追加)</u>
二類感染症	急性灰白髄炎 ジフテリア  コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス	二類感染症	急性灰白髄炎 ジフテリア <u>重症急性呼吸器症候群</u> (SARSコロナウイルスに限る) <u>結核(新たに追加)</u>
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症  <u>コレラ</u> <u>細菌性赤痢</u> <u>腸チフス</u> <u>パラチフス</u>
四類感染症	E型肝炎 A型肝炎 黄熱 Q熱 狂犬病 高病原性鳥インフルエンザ マラリア 等  合計30疾病を政令で指定	四類感染症	従前の30疾病に下記疾病を新たに追加  <u>オムスク出血熱</u> <u>キャサヌル森林熱</u> <u>西部馬脳炎</u> <u>ダニ媒介性脳炎</u> <u>東部馬脳炎</u> <u>鼻疽</u> <u>ベネズエラ馬脳炎</u> <u>ヘンドラウイルス感染症</u> <u>リフトバレー熱</u> <u>類鼻疽</u> <u>ロッキー山紅斑熱</u>  合計41疾病を政令で指定
五類感染症	41疾病を省令で指定	五類感染症	変更なし

新たに追加